



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	H・ヘラー「政治における天才宗教と大衆自生主義」
Author(s)	今井, 弘道//訳; IMAI, Hiromichi//ubersetzt von; 大野, 達司//訳 他
Citation	北大法学論集, 40(1), 247-262
Issue Date	1989-11-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16677
Type	departmental bulletin paper
File Information	40(1)_p247-262.pdf



H・ヘラー「政治における天才宗教と大衆自生主義」⁽¹⁾₍₂₎

今井弘道
大野達司 訳

現代民主主義国家の危機は、一面では現代社会の危機にその根拠がある。しかしこの危機は、他面では、往々にしてこのよ
うな政治的状况に対してふりまわされる幾つかの批判基準に
よって、不当に増大させられてもいる。

内政上の中心的な対立は、今日では、確かに単線的なものに
とどまっていない。それは極めて錯綜した様々な戦線における
階級対立としての様相を露わにしている。そして現在の政
治状況は決定力を有する様々な社会的権力集団が不安定な均衡
状態をなしている点の特徴としている。このような状況におい

ては連立政権だけが実現可能であろう。だが、かような政権の
担当者は、その支持者の間に社会的同質性が欠如していること
から、活動を制約され、この意味でしばしば大幅に中立化させ
られる。こうして、活動能力ある民主的政権の樹立は極めて困
難な状況となつている。これらすべてについて、今日ではいか
なる異論の余地もないであろう。

今日、極めて広範な層が批判的意識を抱きつつこのような社
会的―政治的存在に立ち向かっている。そしてこの批判的意識
そのものがかような危機の本質的な根源の一つだといわねばな

らない。社会的な存在は、社会の構成員の心を動かす様々な当為、要請、願望、期待から決して独立しているわけではないのである。この点を以下で示していきたい。

国家と社会とに関する我々のすべての知識は、生産的かつ規範的であり、従って社会形成的であつて、非関与的という意味知識は、多かれ少なかれ立場に拘束されている。このようなこのような関係がどのように規定されようとも、前提とされている社会の理念や基礎となる尺度を明確に確立することなしには、議論は常に混乱し、不毛である。歴史的—政治的狀況、事實的権力関係、実定法、これらは今日往々にして「客観的な」要因として引合いに出されるが、これら自体が様々な出発点に応じて全く様々に解釈され、評価されているのである。

現代国家の危機は、いうまでもなく、政府に民主制の中でいかなる位置づけを与えるかということに影響されている。二つの相争う理想がこの点で対立している。統治の働き〔Regieren〕を、一方は天才が即興的に行なうものと理解しようとし、他方は大衆が自生的に作り出す機能的な働きと理解しようとしている。しかしはつきりと強調されねばならないのは、これらの理想はともにさしあたりは政治の二つの方法にすぎず、政治的な

意思内容として異なっているわけではないということである。大衆自生主義と天才崇拜宗教のいずれが革命的でいずれが保守的かは、具体的な状況の中でしか決定されえないのである。

大衆自生主義的社会観にとつては、政府という制度は独立の政治的意義をもつものではない。この社会観が前提する基本的見解によれば、国家と称せられる決定と作用との統一体は、原則的に専ら、常に下から、つまり一階層としての大衆の中から「自生的に」形成され、従つて指導は全く不必要か、最小限の必要があるにすぎないからである。その古典的形式をなすのが、リベラリズムの予定調和や、再発見されるべき喪失された地上の楽園——そこからはあらゆる政府は暫定的には必要だが可能な限り早急に克服されるべき悪と理解される——である。人間は善だ、少なくとも善たりうる。それゆえ、「本来は」いかなる政府も全く不必要だ。例えばヨハン・ゴットリーブ・フィヒテによれば、はじめに理性的自由の状態があり、それは終末には回帰してくるものであつた。政府は罪深い現在においてのみ必要とされ、その真の目的は自己自身を「不要とすること」にある^①というわけである。

当時の市民的リベラリズムは、反君主主義的なルサンチマンを抱いていたがゆえに同時に反政府的でもあつたが、彼らのこ

のようナルサンチマンや大衆自生主義的な楽観主義は、今日に至るまで全く若々しい息吹を保ち続けている。だが、最も純粹でしかもとりわけ矛盾に満ちた姿でそれを保ち続けているのは、原理的反対派の立場を捨てきれない社会主義である。政治的なものの領域においては生粋のリベラリストたるエンゲルスは、階級対立の克服という理想を次のように述べている。「社会的諸関係への国家権力の介入は様々な領域で次々と不要になり、やがて眠りこんでいく。人に対する統治に代わって、物に対する管理、生産過程の監督が登場する。国家は『廃絶される』のではなく、死滅していくのである」。ペーベルの『婦人論』はドイツで最もひろく読まれている社会主義の書物であるが、それに従えば、「人間の不断の進歩と本物の科学」という旗印を掲げる新たな社会においては、全ての対立は消滅する。「個人的エゴイズムの充足と公益の促進とは、互いに調和し一致する」。

ペーベルは国家や政府とは本質的に警察であると観念し、このような国家や政府をこう描く。「国家と共に、国家の代表者も消滅する。つまり、大臣、議会、常備軍、警察、地方治安警察、裁判所、弁護士、検事、獄吏、税務署、税関、一言にしていえばすべての政治的装置が消滅する。…数十万に及ぶかつての国家の代表者たちは、様々な職業へ転身し、自分たちの知性と力

とを用いて社会の富と快適さを増大させるために働く」^⑤。社会主義の政治的立場は今日では基本的に変化してしまっている。しかるに、人に対する統治を物に対する管理で置き換える——因みにこれはサン・シモンの言葉からの引用である——という社会主義の思想が自分が元来抱いていた意欲と全く矛盾するに至り、もはやリベラルな市民の遺産以外の何ものをも示していないことに、それはまだ全く気づいていないのである。

この大衆自生主義の法律学上の相関物は、法律自生主義である。今日もなお学生は、法治国家には三権が、立法権、司法権、そして最後に行政権——古典的な法治国家的合理主義が法律の執行と考えていた行政権——が存在すると教えられている。このような非人格的で法律自生主義的行政概念の下に政府も含まれている。しかし実は、司法の活動そのものがすでに行政活動と同様に、主観的決定と自由裁量を最も重要な要素としており、従って人間による支配を含まざるをえなくなっている。なかでも方針決定のイニシアティブを發揮し指導を行う政府は、今や外交においてはもとより、内政においても法律に全く拘束されないか、特定の点で拘束されるにすぎない。だが、創造的な未来すべての予測可能性を信じているリベラルな法治国家的合理主義者はこのことを真剣に考えようとしなさい。

一八世紀には、政府を法律を執行する行政と等置するこのよ
うな理論は、君主の大権に抵抗する市民層の戦いを支えた。一
九世紀には、この理論は、存在の主張として現れるか當為の主
張として現れるかに応じて、国家的行政の客観性に対する不信
感を自覚めさせたり、鎮めたりした。このような規範の支配の
信奉者（Nonokra）の政治的理想は脱人格化された「法律の支
配」であり、その理想的統治機関は、この法律を適用する裁判
所である。かようなノモクラシーの一貫した主張者として、現
代においてはハンス・ケルゼンがいる。彼は敢えて「民主制の
理念に対応するものは、指導者の不存在である」という定式を
掲げる。このように純粋な形を取る大衆自生主義と法律自生主
義は、今日では希少価値をもつものとなっている。しかし、そ
れは代表制に基づく政府の意義を否定する一切の政治的理論、
イデオロギー、行動の前提をなす基礎的な理想である。ラーバ
ントの政治的代表と私法上の代理との同一視もこれに属する
し、革命のうちに「人民の委任に基づく評議会」「執行評議会」
「執行委員会」と呼ばれたものとして体现され、今日もなお政府
のうちに「委員会」、議会の「縮図」しか見ようとしていない政治的
見解も、これに属する。コーンが国民会議の第一五会期憲法委
員会に提出した提案——ライヒ議会はライヒの行政と判決と

を総覧し、行政事項に関して、ライヒ政府とライヒ大統領とに
これを拘束する指示を發布することができる——もこれに属
する。社会民主党の公刊物に見られるほとんど古典的といつて
よい定式化——ドイツの議會制において統治するとは、代表さ
れることである——も、明らかにそれに属している。「自らを代
表させる」とした方がもつと適切であつたであろうが。

大衆自生主義は、政府をいずれ克服さるべき技術的必要物と
考えている。これに独立で固有の価値を持ついかなる政治的意
義をも認めようとしない。その立場からする現在の政治的行動
は、いつの日か政府の統治作用が大衆自生的な機能的働きに解
消されるであろうという理想的観念に影響されている。

このように政府の働きをただ単に機能に解消しようとする理
想の対極をなすのが政治的天才宗教である。このような英雄
的社会観は、国家的な統一を、専ら天才の力によつて影響を及
ぼす英雄の作品と理解し、永遠に未成熟な人民をこの指導者の
手中で思いのままの形を与えられる蠟のようなものとして考え
ていない。大衆自生主義は、「職務の機能的担い手たる」役人を
それを制御する権力集団に完全に依存させようとする。英雄信
仰は、天才をあらゆる物質的及び理念的な社会の必然性を越え
たものに高める。大衆自生主義は、共通の理性や共通の理想、

そして合法則性が、階級対立が廃棄された後に不可欠なる国家的統一を、没支配的な形で打ち立てるであろうと信じている。

天才宗教は多様性の中での政治的統一を、理念的な価値共同体ないしは相対的に客観的な合法則性によつてではなく、ただ「法より解放せられたる王〔*princeps legibus solutus*〕」の支配によつてのみ成立させられるものと見る。とりわけその現代版たる生の哲学の形式では、社会における理念と理性とへの信仰のすべては、ユートピアだと考えられている。「人間は人間にとつて狼である〔*Homo homini lupus*〕」、これこそがそのペシミスティックな信仰箇条である。議会主義および法治国家においては、この信仰は偉大な指導者が大衆の意思と——つまり自分が何を欲しているかを知りさえしない氾濫する群衆と——結合した場合にのみ具体性をもつ。議会制においては偉大な人間さえ議論や取引を行うことを余儀なくされ、権力分立は彼の天才的行為を妨げる。根本的に幻想から覚め、このような事情に通暁しているマキャベリストは、政治の何らかの意味内容への信仰など抱いていない。彼は行動性を自己目的とする行動主義者なのである。彼にとつては、暴力的な運動が全てであり、目標は無である。キリストからマルクスにいたるすべてのイデオロギーは、彼にとつては等価なものにすぎず、エリートと永遠に

同一的な循環の中で強力な個人を権力につけ、この人物の天才的な即興演奏としての統治を可能にするという目的だけをもつものにすぎない。「我々は俗人の感情の琴線を操る。我々は暴力と宗教とを、芸術と政治とを操る」と、ムツソリーニは一九二二年八月五日に宣言している。ローマ進軍の数日前である。政治的価値共同体の必要性に天才宗教は全く異論を唱えない。だが、その内容は強者の主権的な措置の側に立つべきだと主張される。彼はその内容を、神話として「観念論的に」、即ち社会的及び精神的所与と社会の様々な必然性から独立のものとして、即興演奏し、暴力をもつて大衆に強要するのである。

政治的天才宗教は必然的に暴力宗教たらざるをえない。だが、その国家形成の力学は、専ら上から下へのベクトルしか知らない。強者の天才的な即興演奏は、強制と支配によつてのみ、しかし内政・外政の諸条件や、理性や洞察とは独立に、尊大な仕方で大衆を惑わす。その国家理想は、正統な君主制が最終的に消え去つた今日においては、独裁制でしかない。

天才による統治か職務の機能的担い手たる役人による統治か——このような問題設定は、二つの一面性の間での択一ではない！ 大衆自生主義も天才宗教も政治的思考様式ではありえない。大衆自生的に機能する国家的統一も、天才的に即興演奏

されるそれも、奇跡信仰としてのみ可能である。大衆的自生という奇跡は、旧来の国家契約思想の粗悪な改訂版に他ならないが、これは究極的には一切の社会的及び個人的な多様性と対立との廃棄、個人の社会への解消を意味する。他方で、多数の集団とその職務の機能的担い手の、代表的決定なき没支配的な政治的統一性などというものは、想像すらできない。全ての社会、わけても今日のような分裂した社会では、死活の意義をもつ政治的統一は、代表制によつてのみ、つまり連合した大衆の様々な対立から相対的に独立した政府の決定権力によつてのみうち立てられうるからである。独裁制においては、このような代表は、主権的なもの、即ち被支配者から全く独立し、彼らを暴力的に強制するものとなり、彼らによつては罷免不可能なものとなる。民主制においては、政府の代表としての立場とその任用は執政官的な形をとる。

だが、民主的に罷免されうる代表者たちも、代表者としての職務に就いている限りは、自らが責任を負う決定について広範な裁量の自由を要求せざるを得ない。決定権力をもつもののみが責任を負いうる。支配に関しても責任に関しても、民主制においてすら、やはり少数者の法則は妥当せざるをえない。民主制における責任の問題というものはなほだやつかいなもので

あるが、それもこの少数者の法則によつて解決される。数百の議員がある決定に関する責任を担い、またそれ以上の数にのぼる様々な連合政党の代議員が責任を担うというのでは、結局誰も責任を担っていることにはならないのである。

このように成功や失敗の政治的責任が代表者としての自身に帰責されるということが、指導者の地位の決定的な要素である。追従者たちは皆、自分が頼りにしうる人をもたなければ、安心できない。かような責任ある決定権力をもたなければ、大臣もいかなる信頼をもち取りえない。人々が政治的信頼を与えるのは、自己自身が何を欲しているかを知り、とりわけそれを表現しうる人物だけだからである。それゆえ、民主制の偉大な経験主義者、ジェームス・ブライス⁽³⁾はいう。普通の市民にあまり政治的な熟慮や注意力を要求することはできない。しかしそのような市民も公の職務のために少数の人を選出することはできるし、選出された人に「自分たち一人一人が責任を負っており、自分自身で行ったことにも自分が指導・監督したことも、責任を取り、釈明を行なわねばならない」ことを肝に銘じさせておくこともできる。「このような僅かの人々に絶え間なくスポットライトが当てられることは不可避である。それは大きな行政区域であれ、小さな行政区域であれ、都市であれ田

舎であれ、国家であれ全国民であれ同じことである」。

このような代表、わけても政府は、決定と責任のための勇氣をもつていなければならない。あるザクセンの大臣は、「大衆に見放されるくらいなら、共に過つ方がましだ」という人をギョツとさせるような言葉を吐いている。かような格律をもつてすれば、たしかに一時的には自分のポストを保つことはできよう。

しかし大衆は、自分たちを指導するより常に自分たちに従うにすぎない指導者の方をこそ、信用しなくなるものである。いついかなる時にも自分の立場を賭けるだけの用意をもたない大臣は、まさしくそれゆえに無力であり、議会における諸政党の継続的な陰謀、希望、取引の中に身を没することとなる。ポアンカレが、多くの点でドイツの連立内閣よりも多くの困難を抱えた連立内閣において自分の主張を貫徹させたのは、彼が議会に対して、自分を決定力をもつ代表者として承認するか、さもなくば追放するかの一択を繰り返し強要したからであった。我々のもとで同様の試みがなされた場合、おそらく一、二度は失敗に終わるであろう。しかし三度目には、自己自身の欲しているところを知る首相は、自分の主張を貫徹しうるであろう。わが国の議会制には、従来完全な不信任投票も明確な信任表明もなかった。全くの中途半端、制限された「信任表明」、棄権投

票、連合条件のない連合等々で満足されてきた。このように政府が議会から独立していることが、わが国の政治生活の一連の新秩序にとつての前提となるであろうことは自明である。何よりも首相と大臣は、片足を議会に突つ込んであるだけでよく、もう一方は外に、つまり国民やその政党組織にしっかりと根を下ろしていなければならない。必要とあらば、フラクシヨンに對抗して政党内の人民投票を呼びかけることができるためである。

大衆自生主義的法律思想は、このような単純な真理に反対する。そして、政府こそが統一的な指導と責任ある決定の場であること——何よりもまず目前に存在する様々な対立が無条件に闘争と行為によつて決定されるべき場であること——を認めようとする。彼らにとつてはむしろ、政府の統治活動とは大衆自生的な機能の働きであり、政府とは様々な政治的潮流の「手形交換所」なのである。この見解によれば、目下の社会的な均衡構造のもとでは、今日の連立政府は現存する諸力の大衆自生的な手形交換所とならねばならない。ここではこれらの力は互いに相殺され、数学的な必然性によつて答えはゼロとなる、つまり政府の行為が無能力が生ずる。統一性をもたず弱体なあるいは全く行為能力をもたない政府は、この場合、運命として必

然的な、それゆえ正しい状態を示しているのであつて、理性的な人間はこの状態を残念に思うことはないし、ましてやそのの変革などないえない、というわけである。このような萎えた意志力のみが、現実には計算しえない社会のダイナミズムを機械的なものへと歪曲して観念するのだが、このような観念それ自体が政治的危機を大幅に強める諸要因の一つとなつてゐる。かくして、この思想の根柢こそが政治的健康のための重要な前提である。

大衆の自生性という迷信からの解放を可能とするある種の理念として、政治的天才宗教が現われてきているが、それも同様に一面的なものでしかなく、また同じように忌まわしい仕方で、それ自身既に危機的な様相を呈している社会状態に影響を与えている。そしてそれは、人々の間に、強い人間ならあらゆる社会的対立や拘束から免れて、政治的統一性を七日間で新たに創造することができるというような信仰を目覚めさせている。天才と状況とが出会つた時には——そしてこの時だけは——、ゲーテの言葉を借りれば、数世紀の間驚きから覚めることができるにほどの出来事が生じうる。このことは、たしかに本当である。だが、高々一世紀に一度起こるに過ぎない例外状態や恩恵状態を——その具体的状況が天才をもち、また知つてゐる

かを問うこともなく、例えば我々の眼前にゐるあの万人周知の天才がこのような状況の中で立派にやり遂げることができるかどうかを問うこともないままに——政治的プログラムにしてしまふことなど、ナンセンスである。

ヒットラーからフーゲンベルクそしてテールマンに至るまで、ドイツはたしかに量的には満足できなくもないだけの強い人間を提供してきた。だがこれまでのところ、質的要求には、全く応えられていない。天才なき政治的天才宗教などというのは自ずと消滅していくであらう。従つて残される問題は、平均的人間の手中におかれた独裁的な暴力装置が、今日の政治的状況の中で一体何を改善しうるか、である。今日の議会制における連立政権が満足のものではないことは確かである。だが、責任意識をもつた政治家は、モンテスキューの適切な言葉にしたがえば、よりよきものに置きかえることができないうちは、決して欠陥のある状況を取り除くべきではないのである。

従つて、事実上可能なのは次のような方向性だと想定してみよう。つまり、「強力で確固とし、自己完結的で、ヒエラルヒー的な組織」を通して、「奇妙にも」産業大国が依然として固執し続けている議会制法治国家という時代遅れの古びた「憲法上の決まり文句」を——ドイツ・ボルシェヴィズムの弱体というこ

とに鑑みて考えられるのはこのことだけだから、というわけだ——ファシスト的独裁制という「全くモダンな形式」に転換させるといふ方向性だけが可能だといふ想定である。私としては、今日の外政状況を前にし、またあまり野蛮な暴力を用いることなく、従ってドイツにおける国家と経済とを継続的に甚だしく損なうこともなく、対立しあっている諸力が内政的に均衡状態にあることに前にしてみれば、このようなことは不可能だと考えている。しかし、それはともかくとして、かような想定に立てば、「自己の力と権威とにおいて決定を下す上位の第三者」が実際に、形成されるのであろうか？

カリスマをもつた支配者不在のこのようなカリスマ的支配とは制御の利かない狂暴な暴力機械に他ならず、従って始末に負えない怖るべきものである。このことは異論のないところであらう。

だが、奇跡的にも「デウス・エクス・マキーナ」が、そして今まで目にしえなかつた政治的天才が最後の瞬間には我々の前にやってくるだろうと想定してみよう——そうだとしても、今日の社会的な均衡構造の中でその天才はどのような効果的な働きをなしうるであろうか？ 議会制政府の中性化作用を除去しうるであろうか？ 政治のロマン主義的な唯美主義者は、政府

の効果的な働きよりも俗受けする働きの方を尊重し、革命と反革命、独裁とアナキー、ソレルとムツソリーニの間に、ある種のエレガントな陶醉を最も美しいものとして見出しているが、この種の人物たちは上のような問を全く投げかけてもみないか、さもなければためらいもなくその問を肯定してしまう。しかし、私が主張し、そして明らかにしえたと信ずるところであるが、上位の第三者がファシストである場合には、何よりまず、決定的な政治的問題、資本と労働との対立、農業問題等々に関して、いかに俗受けするジェスチャーを撒き散らしてみたところで、効果的な働きは何らなしえず、実際にはこのような問題を中性化させ、独裁的な形式的妥協として扱ってきたにすぎなかつたのである。

それではどうすれば状況を変えうるのか？ 独裁者が銃剣をもつて、英雄神話と、「宗教的な芸術品」と大げさなジェスチャーをもつてすれば、現在の社会的な均衡構造を本質的に変革することができるなどと信じていることができるのは、国家についてのロマン主義的な天才宗教だけである。そして、「俗衆[*profanum vulgus*]」に命令が下されることだけが重要であつて、何が命令されるかは全くどうでもよいと考える人物だけが、独裁者は全ての実際に決定的な政治的問題を中立化する、つまり取引の対

象とせざるをえないという事実を否定することができるのである。あるドイツの国家理論家は皮肉たつぷりにワイマール憲法の形式的妥協を引合いに出し、国家や学校に対する教会の関係を挙げてゐるが、彼らには、ドイツライヒにおける「上位の第三者」とは、カトリック、プロテスタント、自由思想のいずれの仕方でも命令を下しうるのか、それともそれ以外のどのような仕方でも命令を下しうるのかを述べる義務があるであろう。憲法第二部に疑いもなく現存している別の引き延ばし策としての妥協についても、全く同じことが妥当する。リベラリズムか社会主義かという問題が、カール・レンナーがかつてソヴィエトの独裁制を引合いに出して極めて適切にも法令主義と呼んだ独裁的決断主義の命令によつて解決可能などということの本気で信ずる者がいるのであろうか？

政治的天才宗教最大の奇蹟は、無から政治的価値共同体を作り出す点にある。議院内閣制は、今日では統一的な社会観はもはや存在しないという事実を考慮にいれてゐる。そしてその点で独裁制とは反対に、成立の余地が残されている。議院内閣制は、政治的な価値及び意志の共同体が現存しているなどという嘘を公言したりしない。このような共同体があるとすれば、それは恐らくは独裁者——他の人々に外面的な承認を強要し、ま

さしくそのことによつてこれらの人々を政治的に最も深刻な仕方で墮落させる独裁者——の意志にすぎないからである。

大衆自生主義も天才宗教も、政治的思考様式としては成り立たない。天才宗教は政府に余りに多くを望み、人民には何も望まない。大衆自生主義は人民に余りに多くを望み、政府には何も望まない。今日のドイツの状況に合致した理念はただ次のようなもののみありうる。即ち、人民の生き生きとした政治的意欲が、執政官的な代表者——自らの憲法上の職務が続く限り、内閣の統一が、従つて国家の統一がそれを要求するような場合に自分の責任ある見解を、自分の政党に抗しても貫く可能性と意志を持つ代表者——のエネルギーに充ち溢れる意志によつて定式化され、指導されるという理念である。

民主的議會制の枠組の中でも政府が強い政治的自立性をもつことが無条件に必要であることに疑問の余地はない。役人（職務の機能的担い手）だけからなる政府は、紐のはじを引つ張られて機能しているようなものであるから、議會のうちでも人民のうちでも権威要求を掲げることができない。このような政府は自ら議會制を「不合理なものに」追いやり、ファシスト的独裁のペース・メーカーとなるであろう。確かに、統一的な内閣の必要性が洞察されず、政府を動かしているのが責任を負う内

閣ではなく、時に大臣の反対を押し切つてでもゴリ押しをする政党の代表者であるような状況が我慢しうるものとされている限り、ほとんど手のつけようがない。社会民主党のように代表制に立脚している政党は、自らの統一が地方の幹部から中央の党幹部に至るまでの独立性をもつ代表者による決定のシステムに立脚する以外に可能でないことを知っている筈だが、それにもかかわらずこの社会民主党が、内閣による代表的決定の必要性をいささか強調してはいないとは、全くもって驚くべき状況である。

ドイツの政府権力を強化するための憲法上の措置についてよく論じられる。憲法上の措置についても、なかなか措置ではなく、人物だ！ という命題が妥当するにもかかわらず、である。私見によれば、ライヒ政府と、広い意味において政府に属するライヒ大統領とは、今や既に民主的國家制度の内部におけるそののイニシアティブと媒介活動とに役立つ全ての憲法上の権限を手にかけている。

議會制は他の大國においては十全に機能しているのだから、この議會制そのものにドイツ政府の弱体の責任を負わせるのは誤りである。責められるべきはシステムではなくて、ドイツにおけるその機能の仕方である。今日の外交上の窮迫状態や嚴

しい内政的対立と並んで、何よりも、大衆自生的あるいは独裁的な何らかの奇跡信仰に囚われてしまつていような政治的に未成熟なドイツの思想水準こそが責めを負わなくてはならないのである。

原註（これは全集編者によるものを利用して頂いた。（）内は訳者による。）

① Johann Gottlieb Fichte, *Ober die Bestimmung des Gelehrten* (1974), in *Sämmtliche Werke* (Hg. I. H. Fichte), Bd. 6, Berlin 1845, S. 306. [『フイヒテ 學徒の使命』（山本饒訳、弘文堂）二八頁。「一切の統治の目的は統治を無用に帰せしめることにある。」]

② Friedrich Engels, *Herrn Eugen Dührings Umwälzung der Wissenschaft* (1878), 10. Aufl., Berlin 1919, S. 302. [『反デューリング論』（村田陽一訳、大月書店国民文庫）2、五〇二頁。]

③ August Bebel, *Die Frau und der Sozialismus* (1883), 34. Aufl., Stuttgart 1902, S. 408. [『婦人論』（伊藤勉・土屋保男訳、大月書店）下 四五六頁。]

④ AaO., S. 351. [同三九九頁。]

粹 ⑤ AaO, S. 405. [画四十五〜三頁。]

⑥ Vgl. Hermann Heller, Staatslehre, in Gesammelte Schriften, Bd. 3, Abt II, Anm. 489 ff. [『國家論』(安世書院 未來社) 三二〇頁。]

⑦ Hans Kelsen, Vom Wesen und Wert der Demokratie (1920), 2. Aufl., 1929, S. 79. [『ネオキントナーの本質と価値』(西島芳二訳、岩波文庫) 一〇八頁。]

⑧ Verhandlungen der verfassungsgebenden Deutschen Nationalversammlung, Bd. 336 (Anlagen, Nr. 391) 8. April 1919, Antrag Nr. 151, S. 263.

⑨ Vgl. Hermann Heller, Europa und Fascismus, siehe oben Abt. III, Nr. 4, Anm. 165.

⑩ Carl Schmitt, Verfassungslehre, München 1928, S. 31ff. [『憲法論』(阿部照哉・村上義弘訳、みすず書房) 四九頁以下。]

⑪ Karl Renner, Die Rechtsinstitute des Privatrechts und ihre soziale Funktion, Tübingen 1929, S. 149ff. [『私法制度の社会的機能』(加藤正男訳、法律文化社) 一六五頁。] 立法の梃子を私に与えよ。そうすれば世界を根底から変えてみせよう!』というような「法万能思想」のことを指して

する。

訳註

(1) 本稿が、Die neue Rundschau 1930, 41. Jg. der Freien Bühne, Bd. 2, S. 721-731. に掲載され、Gesammelte Schriften. 2 Bd. S. 611-623. にも収録されているヘラーの論文 Genie und Funktionär in der Politik. の翻訳である。この邦題の決定につきコメントしておきたい。原題を忠実に訳するとすれば、「政治における天才と職務の機能的担い手」ということにもなるであろうか。Funktionärとは実質的には、職務の受託者で、政治指導者の有しているような独自の決定権限は認められていないものを指すものと思われる。それゆえ、本論文においては政治的領域における天才 Genie とこの Funktionär とが対立的なものと捉えられ、テーマとして設定されているのである。

辞書類では、大抵の場合、各種団体の役員や活動家等に該当する日本語が当てられており、また同義語として Beauftragter, Beamten などが挙げられている他、フランス語の fonctionnaire も役人・官吏にあたる語義である。

従つて、役人、公務員、官吏などと訳してもよいのだが——本稿の性質からはその方がよい箇所もある——これらの語が喚起する具体的イメージは、幾分特定化され過ぎていくように感ぜられる。つまり、それらはいずれも国家官僚をイメージさせるが、実際には帰属対象が国家に限られないものが含まれている。また、「職務」(Funktion, fonction)を広く国家社会全般にわたる機能を意味すると捉えても不当ではないであろう。他方ヘラーに即していえば、彼の国家学はある意味における機能主義的方法をとるものと理解することが可能であり、その限りで機能という意味を生かすことにも一定の根拠がある。以上の点を勘案した結果、この語については、両方の意義を生かすべく、実質的意味をとつて「職務の機能の担い手」という訳語を補足することとした。しかし、このような含意を有する言葉をいきなり表題にすることは理解に混乱をもたらすだけであろう。そこでこのような含意を踏まえた上で、論文全体の論旨を的確に示しうる表題を訳者の責任において意識しつつ上記のようなものに決定した次第である。実質的にも、天才宗教と大衆自生論という対概念には、それぞれの統治の担い手と

して、政治的天才と、大衆自生的に決せられた政治方針を遂行するにとどまる忠実な職務執行者とが対応しているからである。

(2) 上述の訳註(1)との関連において、ここでは念のためもう一つ次のことに言及しておこう。政治的天才(Genie)とFunktionärとの対立的概念構成というこのようなヘラーの議論を通して、マックス・ウェーバーの「カリスマ的資質」をもとにした対比を想起し、そこに更に「カリスマ的支配」と「官僚制支配」||「合法性支配」の対立的な理念型概念と通じるものを読み取ろうとする読者があるいは少なくとも知れない。しかし、このような理解は半ばは妥当するとしても、それ以上ではない。両者の設定している問題局面は、実際上かなり大きなズレを示しているからである。

ウェーバーにおいてはこの対比の中における「官僚制支配」||「合法性支配」の概念は、成程一方では、自由主義的な法の支配の概念に通じているが、他方ではそれが同時に国家的介入政策の不可避性という時代状況の中に置かれていること、従つてそれが常に肥大化・自己目的化の趨勢を有し、「もし純技術的にすぐれた、即ち合理的

な、官僚による行政と事務処理とが、人間にとつて、懸案諸問題の解決方法を決定する際の唯一究極の価値である」とされるなら、「人間は多分いつの日か、古代エジプト国家の土民のように、力なくこの隷従の檻に順応せざるをえなくなるであろう」という言葉に示されるような現実的・実践的問題性と連続するものとして押さえられているからである。少なくとも彼の実践的政治意識の面に着目するならば、この後者の側面こそが彼にとつての決定的問題であつたといわねばならない。

このようにウェーバーは一方では国家的介入政策を原理的に拒否する自由主義的学説が時代遅れのものになつたこと、かくして政府を法律を執行する行政と等置する理解が時代遅れになつたことを前提とし、従つて、「国家官僚層の不可避的な増大」という事態に直面している。その上で彼は、「この階層の非常な強大さを制限し、これを有効に統制するような勢力が存在することの何らかの保証はどうすれば与えられるか」という問を発し、それに対する重要な解答の一つとして、人民投票的に選挙された指導者を挙げているのである。「カリスマ的指導者」という類型概念は、彼のこのような「実践的意識と連続

する面を有している。かくして、このような理念型的概念構成をヘラーの方向に解釈しつつ議論する余地がないわけではないとしても、このような問題設定と本稿におけるヘラーの問題設定とが問題の局面を異にすることは明らかである。

更にいえば、周知のように、言葉の真の意味における政治的指導者に対してウェーバーは誠に峻厳な倫理性——責任倫理——を要求していた。このことは、ウェーバーが一貫してロマン主義的人格概念を原理的に拒絶していたことと相即的な関係に立っている。この意味において彼の価値理念Ⅱ実践的意識——彼の学問的な概念構成の究極の立脚点となつたところの——のうちヘラーが本論文において剔抉し批判している意味における政治的天才への賛美はいかなる意味においても存在しなかつたといわねばならない。従つて、我々の訳語の選択がこのような連想をあるいは喚起するかも知れないとしても、それは誤解に基づくものであることは、明確に確認されなければならない。

我々が既に訳した「市民とブルジョア」を本稿との関連に置き入れて一読すれば明らかのように、ヘラーの政

治的天才やその崇拜に対する批判は、常にロマン主義批判の論脈において行なわれている。更にまた、本論文におけるヘラーの Funktionär をめぐる議論は、本翻訳においてそうしたように役人ないしは官吏の訳語をあてることが適切であるような場合においても、「大衆が自生的に作り出す機能的な働き」との関係におかれており、この意味で常に自生的秩序に信頼を置いた古典的リベリズムの枠組内での議論として行なわれている。この意味においては、Funktionär の訳語としては、下から要請される機能的働きを忠実に果すものとして「公僕」という語が——この語は行政機構以外の諸組織、例えば労働組合や各種市民団体等の役員を含む語感をおよそもっていないという欠陥を度外視するならば——最も適切であるといえるかも知れない。

ヘラーはこのような二つの立場に対して、「人民の生き生きとした政治的意欲が執政官的な代表者……のエネルギーに充ち溢れる意志によつて定式化され、指導されるといふ理念」を、そしてそのような指導者の責任を、対置しているが、このような立場はウェーバーのそれと実際的には重なるところの多い立場だといふことができるであ

ろう。

ここでこのようなことを訳註として敢えて述べたのは——しかし問題の実質としてはこのような簡単な言及で処理することを許さぬ深刻な問題につながっているのだが——、我々の翻訳が万一にもウェーバーの思想に対する不幸な誤解を増大させるような役割を果たさないことを祈るがゆえである。

(3) Bryce, James (1838-1922)、「イギリスの政治家、歴史家、政治学者」。

(4) Poincaré, Raymond (1860-1934)、「首相としてフランスの政治家。一三年に大統領、二三年にはルール占領を命ずる。二六〇二九年には蔵相兼任の首相として、議会議会と大資本の支持のもとに経済再建を実現する」。

(5) Hugenberg, Alfred (1865-1951)、「ドイツ経済界の指導家、政治家。全ドイツ同盟の創立者。二八年、国家人民党党首。三三年にはヒトラーの経済相」。

Thalman, Ernst (1896-1944)、「ドイツ共産党指導者。エーベルトの死後、大統領候補(二五年)。三三年にはナチスにより投獄され、獄死」。

本稿のタイトル及びその原典については既に訳註(一)にて述べられている。なお、訳者名の順序については、前回同様、訳註の作成に主として携ったものの氏名を最初に示した。翻訳自体の実質的責任については兩名が共に等しく負っている。また、ヘラーによる引用につき、邦訳の存在するものについては該当員を示しておいたが、訳文は必ずしもそれに従っていない。

ところで、北大法学論集第三九卷第三号に掲載した兩名による翻訳「H・ヘラー」「市民とブルジョア」につき、若干の訂正を加えさせて頂きたい。訳註(12)において「フロイトの失言(ein Freud'sche Versprechen)」(七四〇頁)というヘラーの言葉に関して、フロイトの市民文化に対する態度を指しているものとしつつ、詳細については何を念頭に置いているのかは不明としていたが、その後、本学部田口晃教授から、これはフロイト自身の失言を指しているのではなく、フロイトの「言い間違え(Versprechen)」に関する精神分析論のことであるとの指摘を頂いた。フロイトのこの議論は「Zur Psychopathologie des Alltagslebens, 1901:『日常生活の精神病理学』」(フロイト著作集第四巻所収、池見西次郎・高橋義孝訳、人文書院、特に四九頁

以下)に見られる。日常会話の中の言い間違え、あるいは読み間違えなどが、単に音韻上の類似性などに起因するのではなく、心理的な要因が介在していることを指摘するものである。そして言い間違えから発話者の真意や抑圧されている言葉が読み取れるという。ヘラーの議論に即して言えば、市民とブルジョアとの言い間違えの流布は、単に不用意な為ではなく、その背後にブルジョアともども市民をも葬り去ろうという意図、ないし両者の同一視により満足させられる擬似英雄主義的な心性が無意識のうちに広がっていることを指摘しているものと言えよう。文脈上、このような理解をとるべきことは明らかなので、訳註(12)を上記のように訂正するとともに、本文七三一頁の「フロイトの失言の結果として」という文言も、誤解のないように「フロイト理論にいうところの『言い間違え』の結果として」と訂正したい。あわせて田口教授にはこの場を借りてお礼申し上げます。

〔大野記〕